

# 申請手続きの方法

## ■ 給付の要件

- ① 国の「持続化給付金」を受給している
- ② 令和2年1月から令和2年12月までの連続する3ヶ月の売上合計が、前年(又は前々年)同期比で50%以上減少している
- ③ 上記②の3ヶ月の社会保険料を納付している(又は猶予特例を受けている)
- ④ 高知県税を滞納していない(又は徴収猶予を受けている)

## ■ 給付額の算定方法

$$\frac{(A \times B / C - D \times 3 / 12) \times 2}{3}$$

※給付上限：1,000万円

A：社会保険料(事業主負担相当分)3ヶ月分

B：県内従業員数

C：全従業員数

D：国の持続化給付金受給額

WEBで簡単に計算できるよ！



## ■ 給付金の申請の流れ

### STEP 1

#### 申請書類を入手

いずれかご都合の良い方法で、申請書類を入手してください。

- ① 高知県庁のホームページから印刷又はダウンロード
- ② 高知県庁本庁舎1階ロビーで受け取る
- ③ 県合同庁舎及び県税事務所で受け取る
- ④ 各市町村役場で受け取る

※②③④は8:30～17:15

※③④は平日のみ

※窓口での相談対応は実施していません。

### STEP 2

#### 申請書類を作成

「給付金給付等要領」を見ながら、下記の書類を作成してください。

##### ▼記入が必要な書類

- 申請書
- 誓約書(自署に限る)
- 売上減少等の証明書(認定経営革新等支援機関で発行したものに限り)

##### ▼添付が必要な書類

- 国の持続化給付金「給付通知書」の表裏の写し
- 「納入告知書 納付書・領収証書」など社会保険料の納付額が分かる書類の写し若しくは「納付の猶予(特例)許可通知書」の写し
- 高知県税の滞納がない(又は徴収猶予を受けている)旨を証する納税証明書の原本
- 振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し

### STEP 3

#### 申請書類を提出

いずれかご都合の良い方法で、申請書類を提出してください。※持参による申請は受け付けておりません。

- ① 簡易書留・特定記録など、追跡できる方法で郵送  
(送付先)  
〒780-8570  
高知県庁 高知県雇用維持給付金申請受付センター
- ② 高知県経営支援課ホームページ内の申請フォームで送る



審査

口座にお振込

※審査の結果、不給付となる場合がございます。

## お問い合わせ

「高知県雇用維持給付金 申請受付センター」まで

お気軽にお電話ください。

TEL.088-821-7566

〈受付時間〉午前9時～午後5時(平日のみ)